平成２５年（フ）第４１４号
川崎市宮前区初山２丁目16番８―202号
債務者　金子　清恵
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５９号
宮崎県日南市中平野１丁目10番地１　百野マンション202号、開始決定時の住所宮崎県日南市大字平野2776番地４　金丸アパート11号
破産者　浅田　雅輝
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２８５８号
大阪府高槻市牧田町６番23―106号
破産者　井口　史裕
1　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
2　一般調査期日　平成25年11月14日午後３時
平成25年９月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６号
兵庫県伊丹市荻野８丁目13番地３
破産者　有限会社大和工芸
1　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
2　一般調査期日　平成25年11月21日午前10時
平成25年９月13日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
和歌山市中之島1888番地、開始決定時の住所和歌山市加納43番地の７
破産者　殿村　圭司
1　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
2　一般調査期日　平成25年10月28日午前10時20分
平成25年９月18日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２０号
広島市東区東蟹屋町15番13号
破産者　池田　嘉文
1　破産債権の届出期間　平成25年10月17日まで
2　一般調査期日　平成25年11月15日午後３時
平成25年９月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８号
愛知県稲沢市駅前３丁目４番２―202号
破産者　加藤　真之
1　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
2　一般調査期日　平成25年12月９日午前10時
平成25年９月18日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１９４号
和歌山市善明寺141番地の６
破産者　土肥　　英
1　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
2　一般調査期日　平成25年11月11日午前10時50分
平成25年９月18日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６８５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１―17―７　コーポベルウッドⅠ202号室、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生茜町９番地８　１Ｆ
破産者　山田　一夫
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年12月13日午後１時30分
平成25年９月17日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
京都府与謝郡与謝野町字上山田967番地の１
破産者　東朋株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年11月15日午後２時30分
平成25年９月18日　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第４０５号
愛媛県松山市中央１丁目９番18号　メゾン・ド・メール204号
破産者　村田　佳郎
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年12月12日午後２時20分
平成25年９月18日　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
長崎県佐世保市世知原町栗迎28番地の11
破産者　七種　　良
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年12月13日午前11時30分
平成25年９月17日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
群馬県安中市安中４丁目３番５号　ドミール・ドゥ101号、開始決定時の住所埼玉県熊谷市久下1279番地２
破産者　渡邉　榮子
1　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
2　一般調査期日　平成25年12月17日午後２時30分
平成25年９月17日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１６５号
愛知県豊田市市木町４丁目17番地４
破産者　松井　幸枝
1　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
2　一般調査期日　平成25年12月６日午後３時10分
平成25年９月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１０号
石川県七尾市和倉町ワ部34番地
破産者　合同会社銀水閣
異議申述期間　平成25年11月14日まで
平成25年９月18日　金沢地方裁判所七尾支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０７３号
東京都港区新橋１丁目18番２号
清算株式会社　愛宕株式会社
代表清算人　石原　　修
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０２４号
東京都練馬区上石神井４丁目16番20―601号
清算株式会社　株式会社ＡＢＣドラッグ
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第１号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡３丁目４番地17
再生債務者　株式会社和宏
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年９月17日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２５年（再）第３３号
岐阜県関市塔之洞字中洞3984番地
再生債務者　株式会社岐阜関スポーツランド
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式18万株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　金9000万円
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式2000株